

解体撤去実施マニュアルの改訂について（プラズマ溶融分解設備関係）（案）

1. 概要

解体撤去実施マニュアル共通編改訂第 1 版は、2023 年 6 月の PCB 廃棄物処理事業検討委員会でご承認をいただき JESCO ホームページで公表した。解体撤去実施マニュアルは、各事業の解体撤去において得られた知見について、整理やとりまとめを行い、技術部会・作業安全衛生部会にて審議し、事業検討委員会の承認を得て随時改訂していくこととする。

現在、解体撤去実施マニュアル共通編改訂第 1 版では、「プラズマ溶融分解設備の解体撤去」については、「今後、その解体撤去に係る事項について追記する予定」としていたところである。

これに対して 2024 年 4 月の技術部会で審議を願い、追加データを充実するようにご指摘いただくとともに、プラズマ溶融分解設備の解体撤去に際してのダイオキシン類対策を追記する改訂の承認をいただいた。

2. 解体撤去実施マニュアル共通編の主な改訂内容

（1）プラズマ溶融分解設備の解体撤去について（第 1 章追記）

厚生労働省「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（以下、ダイオキシン類対策要綱）」において、廃棄物処理施設の解体におけるダイオキシン類対策が定められている。

北海道 PCB 廃棄物処理施設(増設)と北九州 PCB 廃棄物処理施設(第 2 期)のプラズマ溶融分解設備は、プラズマ前処理とプラズマ溶融分解炉で構成されており、プラズマ溶融分解設備の解体撤去方法を検討するため、PCB 及びダイオキシン類の付着状況調査と作業環境測定を実施した。プラズマ前処理は低濃度 PCB 付着レベルが確認されたが、プラズマ溶融分解炉の PCB はすべて該当性判断基準の 0.5mg/kg 以下で、ダイオキシン類については排ガス処理工程の一部で 3ng-TEQ/g 超の付着が確認された（図 1、2 参照）。

このため、先ず PCB 付着が想定されるプラズマ前処理について、解体撤去実施マニュアルに基づき、除去分別と解体撤去を実施する。その後にプラズマ溶融分解炉について、ダイオキシン類対策要綱に従って作業することを基本とする（図 3 参照）。

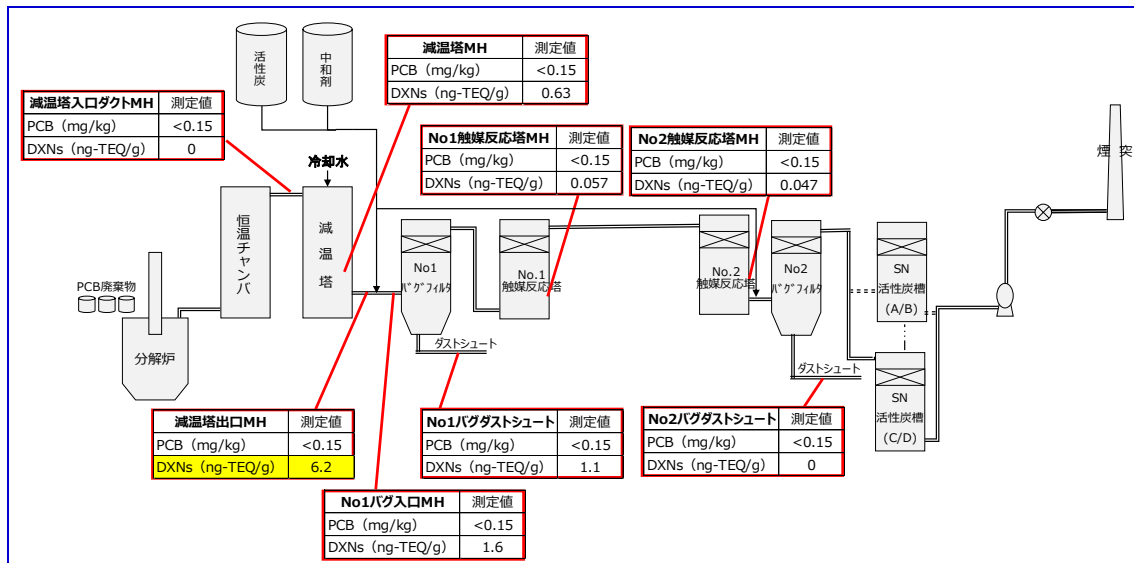


図1 プラズマ溶融分解炉の付着状況（北海道 PCB 廃棄物処理施設(増設)）

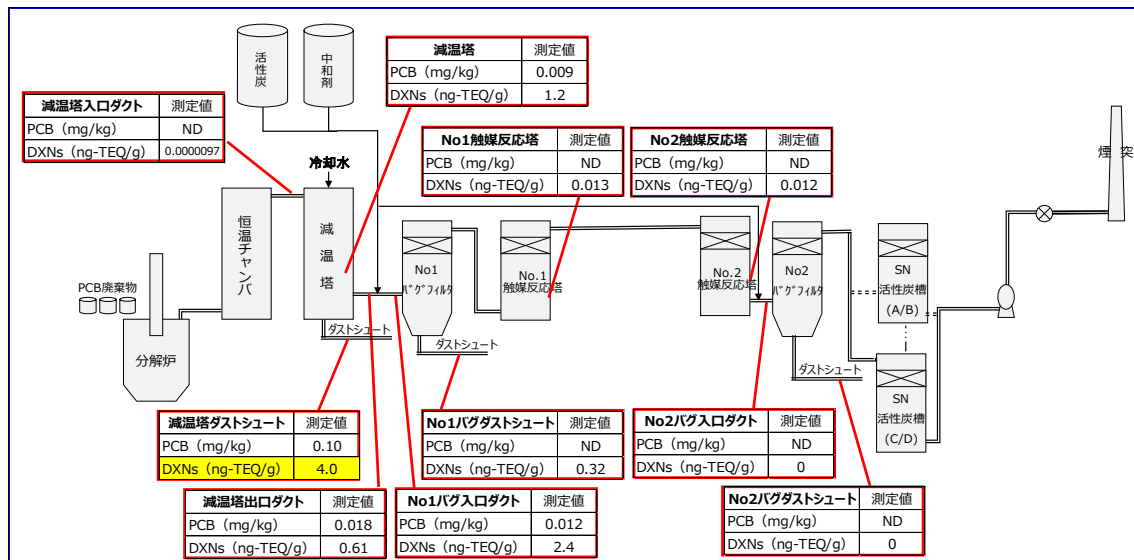


図2 プラズマ溶融分解炉の付着状況（北九州 PCB 廃棄物処理施設(第2期)）

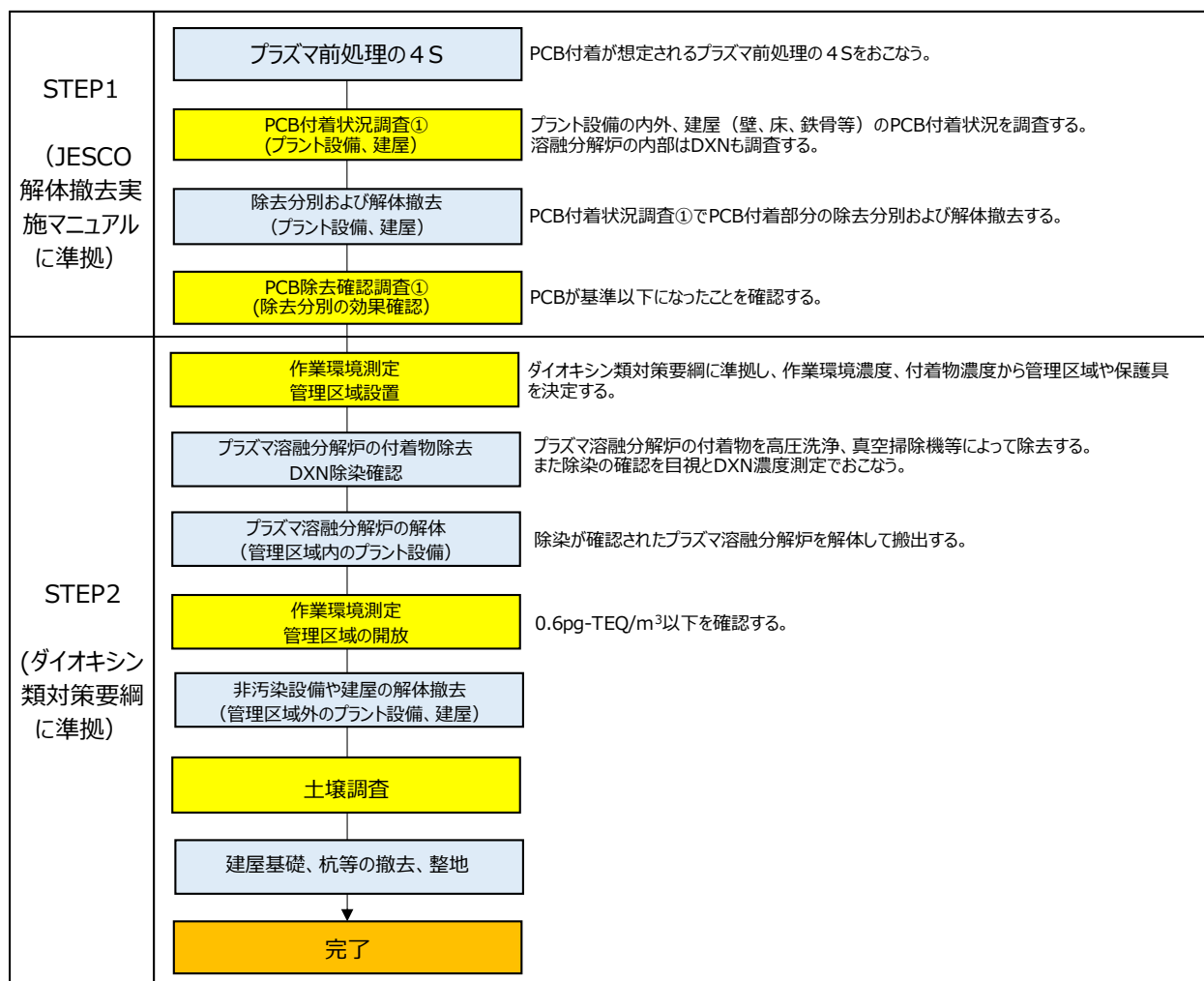


図 3 プラズマ溶融分解設備の解体撤去フロー案

3. 資料集の主な改訂内容

資料集は「関係法令、要綱、ガイドライン等」を最新情報に差し替えるとともに、プラズマ溶融分解設備のPCB及びダイオキシン類の付着状況並びに解体撤去の処理フロー等の詳細を、資料集 第2章Ⅱ. に追記した。

今後、技術部会からのご指摘を踏まえ、プラズマ溶融分解設備のダイオキシン類の付着状況データを充実させるため、北海道PCB廃棄物処理施設(増設)と北九州PCB廃棄物処理施設(第2期)の追加調査を計画している。ダイオキシン類の付着状況データは、資料集に追記する予定である。

(1) 関係法令、要綱、ガイドライン等（第1章）

「関係法令、要綱、ガイドライン等」を最新情報に差し替えた。

（２）プラズマ溶融分解設備の解体撤去の考え方（第２章Ⅱ）

プラズマ溶融分解設備の PCB 及びダイオキシン類の付着状況並びに解体撤去の処理フロー等の詳細を、資料集 第２章Ⅱ．に追記した。

（添付資料）

- ・別紙１「解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第２版（案）令和６年〇月」
- ・別紙２「解体撤去実施マニュアル共通編 資料集 改訂第２版（案）令和６年〇月」
- ・別紙３「解体撤去実施マニュアル共通編 新旧比較表」
- ・別紙４「プラズマ溶融分解設備の PCB 及びダイオキシン類調査報告書」
- ・別紙５「厚生労働省 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」

以上